

所得税・復興特別所得税の確定申告、市・道民税申告の受け付けが始まります

混雑緩和のため、必要書類などを確認の上、ご来場ください。

問い合わせ 税務グループ (☎⁰⁵1155)

☑申告には『利用者識別番号』が必要です

令和4年分の確定申告受付の際にすでに『利用者識別番号』を取得した方は、今回も同じ番号を使用するため、再度の取得は不要です。昨年確定申告受け付けの際にお渡しした『利用者識別番号等の通知』など、同番号が分かる書類をご持参ください。

申告時に同番号がない方は、取得手続きが必要となるため待ち時間が長くなる場合があります。国税庁ウェブサイトから、事前に取得するようご協力ください（ご不明な点は、室蘭税務署（☎⁰⁵4151））。

☑紙の確定申告書は受け付けできません

室蘭税務署へ持参もしくは郵送してください。

国税庁
ウェブサイト



☑次の申告は受け付けません。室蘭税務署で申告してください

●青色申告や損失申告 ●農業・漁業・山林による収入があるもの ●土地、建物、株式の譲渡による収入があるもの ●住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の初回の申告をするもの ●更正の請求や修正申告 ●確定申告書に受付印の押印が必要な申告 ●申告内容に税務署の判断が必要であると市職員が判断したもの

▼市内の受付場所・月日・時間（下記以外、市内受付はありません）

場所	月日	時間
登別中央ショッピングセンター・アーニス2階	1月26日(金)～3月15日(金) (土・日曜日、祝日、2月26日(月)・27日(火)、 3月4日(月)・5日(火)を除く)	10時～12時15分 13時30分～16時 (3月15日(金)のみ 10時～12時15分)
市役所1階 6番窓口	3月3日(日)	9時～11時30分 13時～15時30分
鷺別コミュニティセンター	2月26日(月)・27日(火)	9時～11時30分 13時～16時
観光交流センター ヌブル	3月4日(月)・5日(火)	

※アーニスの開店時間（通常10時）前に店内に入ることはいけません。

▼室蘭税務署の月日・時間

場所	月日	時間
室蘭税務署	2月16日(金)～3月15日(金) (土・日曜日、祝日を除く)	9時～16時

※申告には『入場整理券』が必要です。当日会場で受け取るか、国税庁LINE公式アカウントで事前発行を受けてください（『入場整理券』の発行状況により、後日の来場をお願いすることがあります）。

※スマートフォンを持参した方には、会場でスマートフォンを使用するの申告をお願いしています。

▼申告に必要なもの

対象	必要なもの
共通	<ul style="list-style-type: none"> 利用者識別番号が分かるもの（税務署からの『確定申告のお知らせ』の通知や利用者識別番号を取得した際の書類など） 令和5年中の収入金額を証明する書類（『給与所得の源泉徴収票』や『公的年金等の源泉徴収票』など） マイナンバーカードまたは番号確認書類と身元確認書類 申告者名義の預貯金口座が分かるもの（還付金が発生する方のみ）
社会保険料控除	健康保険、任意継続、国民年金、介護保険などの領収書や証明書
生命保険料控除 地震保険料控除	各保険料控除証明書
障害者控除	障害者手帳など
配偶者（特別）控除	配偶者の収入が分かるもの
医療費控除	<ul style="list-style-type: none"> 医療費控除の明細書 ※必ず明細書を事前に作成の上、お越しください。明細書を作成していない場合は申告を受け付けられません。 ①医療費通知（医療費のお知らせ）を基に作成する場合 →通知書を必ずお持ちください。 ②医療費の領収書を基に作成する場合 →受診者、病院や薬局ごとにまとめて記入してください。 領収書の添付・提示は不要ですが、税務署から提示・提出を求められることがありますので、5年間は大切に保管してください。